

宮浦港におけるビジターバース利用可能施設要領

○場 所 (係留施設) 宮浦 1 号浮棧橋 別紙図面あり

○事前提出書類

- 1 係留施設使用許可申請書 別紙あり (第 6 号様式 (第 8 条関係))
- 2 船舶検査証書の写し 添付

○予約・提出先

NPO法人 直島町観光協会

香川県香川郡直島町 2 2 4 9 番地 4 0

電 話 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 9 9

F A X 0 8 7 - 8 9 2 - 2 2 1 0

○使用料

係船料 (プレジャーボート)

区 分	単 位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長 10m以下	1 隻 1 日	1,390 円 (1,670 円)
全長 10m超 11m以下		1,580 円 (1,890 円)
全長 11m超 12m以下		1,780 円 (2,100 円)
全長 12m超		船舶の長さ 1 mまでごとに 160 円 (180 円)

※ 1 日とは 2 4 時間以内をいう。

※ () 内は、県外者が使用する場合の金額

※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。(業務用船舶は含まない。)

(業務用)

香川県港湾管理条例により、

係留施設 (不定期船一係留ごとに) 総トン数 1 トンにつき 5. 1 2 円

※ 係留が 2 4 時間を超える場合は、2 4 時間までごとに一係留とする。

○注意事項

- ◇ 利用申込みの受付は、使用する日の 3 日前までです。
- ◇ 係船料は、施設到着後に NPO 法人直島町観光協会でお支払いください。
- ◇ 船舶等の損傷その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◇ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◇ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◇ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◇ 当施設では、給油・給水・給電・修繕等はありません。
- ◇ ゴミは各自お持ち帰りください。
- ◇ 天候など問題が発生する恐れがある場合には、ご利用をお断りすることがあります。

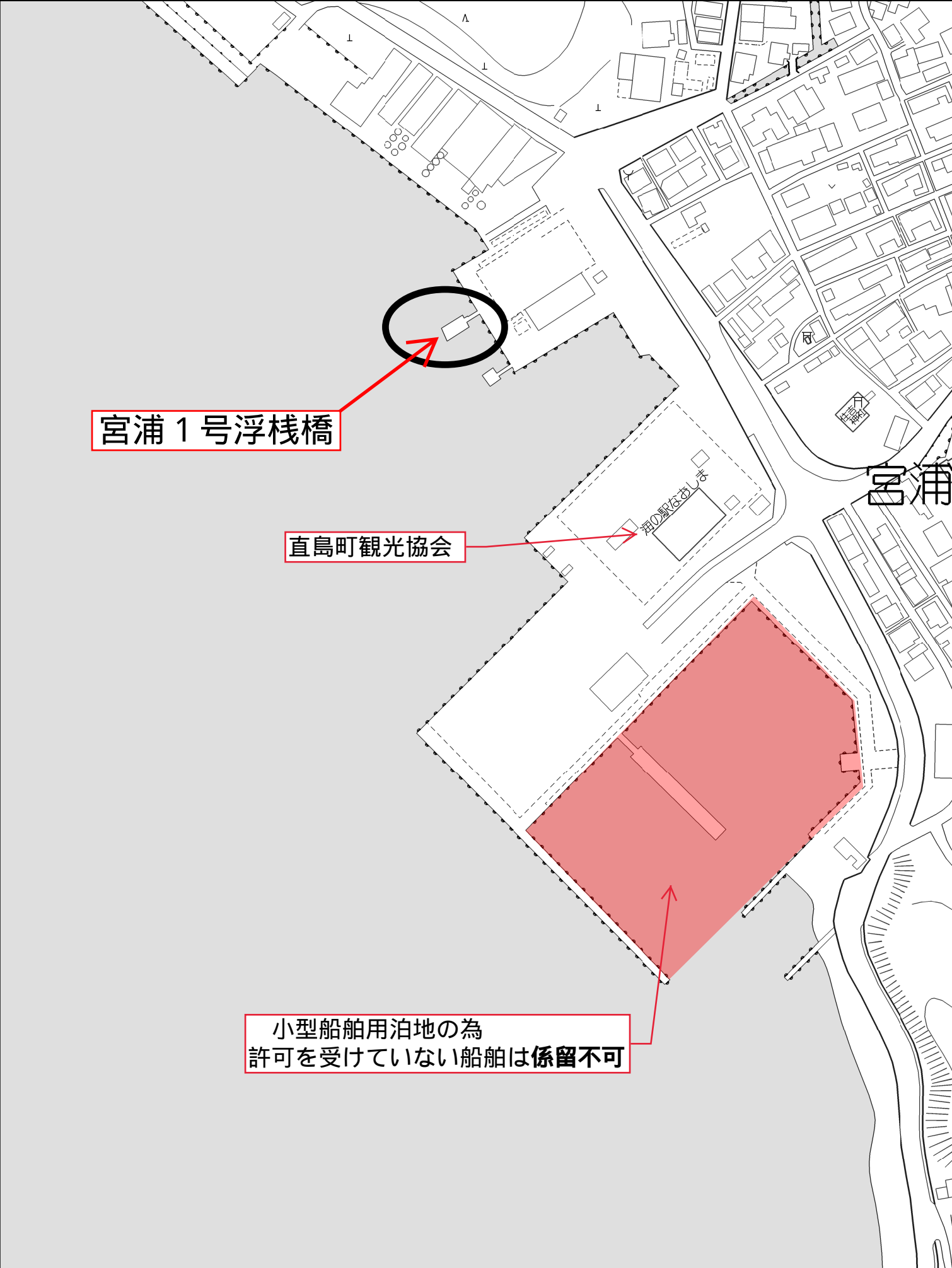
宮浦 1 号浮棧橋

北緯 34度27分28秒

東経 133度58分25秒



○ 部分に係留可能



宮浦 1 号浮棧橋

直島町観光協会

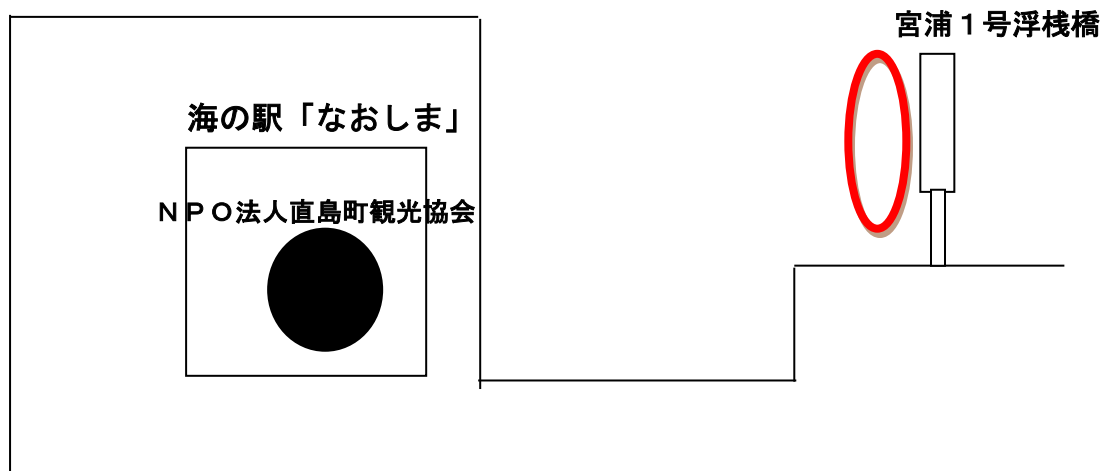
小型船舶用泊地の為
許可を受けていない船舶は係留不可

使用料につきましては、海の駅なおしま内にあります直島町観光協会でお支払いをお願いします。
キャンセルの場合も直島町観光協会（087-892-2299）までご連絡ください。

宮浦港ビジターバス概要

施設名称	施設所在地	施設延長	申込窓口	所在地	電話番号	申込期限	利用許可の条件等
宮浦 1 号 浮棧橋	香川郡直島町 宮ノ浦	38m	NPO法人 直島町 観光協会	直島町 2249-40	087-892- 2299	使用する日の 3 日前	定期小型旅客船発着所のため、 <u>片側のみ</u> 係船可能 (海から見て右側)

※ご利用の手続きは、NPO法人 直島町観光協会（海の駅「なおしま」内）で行っています。



○お問い合わせ

NPO法人 直島町観光協会

業務時間 8 : 30 ~ 18 : 00

電話 087-892-2299

係留施設使用許可申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿			
申請者 住 所			
氏 名			
連絡先			
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第 8 条の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総 ト ン 数		重量トン数	
船 主 名		代 理 店 名	
最大喫水（停泊中）	船首 船尾		
寄 港 地			
揚 荷 の 種 類 及 び 数 量			
積 荷 の 種 類 及 び 数 量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

添付書類 船舶検査証書